

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、愛媛県知事から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年2月17日

愛媛県監査委員 高橋正浩
同 大西誠
同 兵頭竜
同 高田健司

選定した特定の事件	指定管理者制度について（公の施設のあり方の検討を含む。）
監査の結果に関する報告提出年月日	令和4年3月23日
監査対象機関	経済労働部産業支援局産業創出課
監査の結果	措置の内容
○数値目標としての経営目標の設定について（テクノプラザ愛媛） 県は、指定管理者が「数値目標としての経営目標」を定めるよう、指定管理者と協議を行うべきです。	今年度、県と指定管理者である（公財）えひめ産業振興財団で協議のうえ、「令和4年度テクノプラザ愛媛の管理運営に関する事業計画書」において、施設利用件数及びインキュベート・ルーム等入居率の数値目標を設定した。
○経営目標の設定の協議について（テクノプラザ愛媛） 経営目標は、指定管理者の経営努力を評価し、ひいては指定管理者制度の趣旨を充足するために重要な指標です。また、経営目標は、外部環境及び内部環境の変化とともに見直されるべきものです。 県は、経営目標の選定理由を理解し、その妥当	毎年度、県と指定管理者で協議のうえ、経営目標を設定することとした。

性について検討するために、毎年度、指定管理者と協議を行うべきです。	
監査対象機関	土木部河川港湾局港湾海岸課
監査の結果	措置の内容
<p>○数値目標としての経営目標の設定について（松山観光港ターミナル）</p> <p>県は、指定管理者が「数値目標としての経営目標」を定めるよう、指定管理者と協議を行うべきです。</p>	<p>今年度、県と指定管理者である松山観光港ターミナル（株）で協議のうえ、「令和4年度松山観光港ターミナルの管理に関する事業計画書」において、故障、障害に起因する施設並びに設備の利用停止件数及び施設管理及び待合環境に係る苦情件数を数値目標として設定した。</p>
監査対象機関	土木部道路都市局都市整備課
監査の結果	措置の内容
<p>○数値目標としての経営目標の設定について（愛媛県総合運動公園）</p> <p>県は、指定管理者が「数値目標としての経営目標」を定めるよう、指定管理者と協議を行うべきです。</p>	<p>今年度、県と指定管理者である（公財）愛媛県スポーツ振興事業団で協議のうえ、「令和4年度愛媛県総合運動公園の管理運営に関する事業計画書」において、利用者アンケートをもとにした満足度を数値目標として設定した。</p>